

使用開始日 2014.07.26

りそな・日本成長戦略株オープン

追加型投信／国内／株式

愛称 **りそなノミクス・オープン**

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・日本成長戦略株オープンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年7月25日に関東財務局長に提出しており、平成26年7月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円（2014年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆1,700億円（2014年4月末現在）

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】
野村信託銀行株式会社

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

● ファンドの特色

1 主として日本の上場株式の中から、相対的に成長性が高く、アベノミクス政策等の成長戦略の恩恵を受けると判断される、中小型および新興市場株式へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。

● 銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査ならびに定量スクリーニング等によって、相対的に高い収益性が期待される銘柄を厳選します。

アベノミクスとは…

2012年12月に誕生した安倍晋三内閣が掲げた経済政策で、「安倍」+「エコノミクス」を合わせた造語です。

①大胆な金融緩和、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」とし、デフレ脱却と経済成長をめざします。

大胆な金融緩和



機動的な財政政策



成長戦略



中小型株式とは…日本の株式市場における全上場銘柄のうち、時価総額合計で下位30%を構成する銘柄群をいいます。
新興市場株式とは…ジャスダック市場および東証マザーズ上場の株式をいいます。

*上記は当ファンドにおける独自の定義です。

◆成長戦略の内容は、大幅な政策変更や政権交代等により変わる可能性があります。

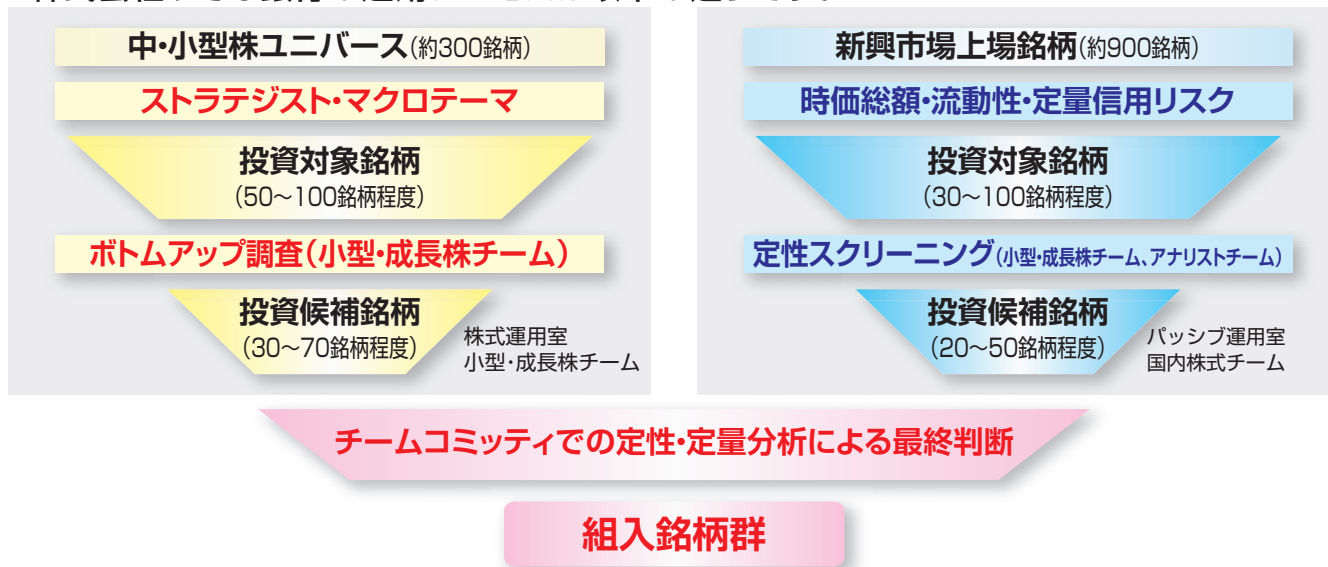
2 日本株の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンドの日本株の運用を行います。
なお、運用にあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 運用プロセス

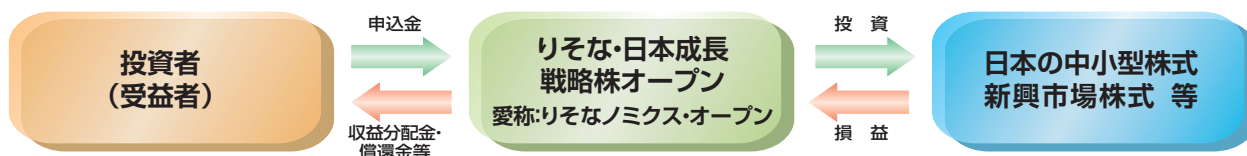
株式会社りそな銀行の運用プロセスは以下の通りです。



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

● ファンドのしくみ

【イメージ図】



● 主な投資制限

- 株式の投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除く）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

● 分配方針

毎決算時（原則として毎年4月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

● 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**
ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢・市況等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。また、中小型および新興市場株式は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。また、ファンドの資金を、コール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となり、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

● その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

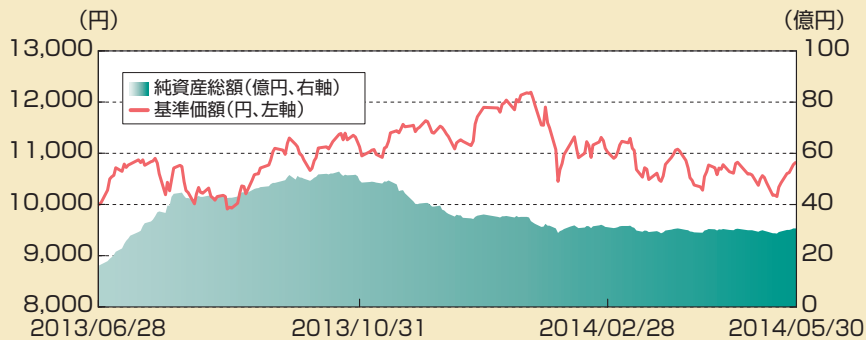
● リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 基準価額・純資産の推移



基準価額	10,819円	純資産総額	30.7億円
------	---------	-------	--------

● 分配の推移

決算日	分配金
1期(2014年4月25日)	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万口当たり・税引前です。

● 主要な資産の状況

◆資産構成

資産	比率(%)
株式現物	94.29
現金等	5.71
合計	100.00

※比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等には未払諸費用等を含みます。

※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆その他の資産

資産	比率(%)
先物	4.69

◆組入上位5業種

業種	比率(%)
1 サービス業	18.92
2 情報・通信業	15.14
3 小売業	11.37
4 電気機器	6.56
5 機械	5.20

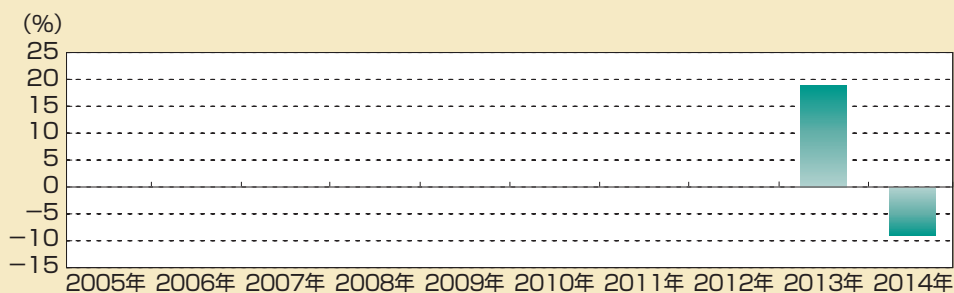
※比率は、純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率(%)
1	OBARA GROUP	電気機器	1.94
2	常和ホールディングス	不動産業	1.92
3	良品計画	小売業	1.91
4	AOKIホールディングス	小売業	1.90
5	全国保証	その他金融業	1.87
6	江崎グリコ	食料品	1.87
7	KADOKAWA	情報・通信業	1.86
8	SCSK	情報・通信業	1.84
9	リゾートトラスト	サービス業	1.65
10	明星工業	建設業	1.60

※比率は、純資産総額に対する割合です。

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2013年は設定日(6月28日)から年末まで、2014年は年初から5月30日までの騰落率を表示しています。

● 期間別騰落率

期 間	騰落率(%)
1ヵ月	1.94
3ヵ月	-1.86
6ヵ月	-5.95
1年	—
3年	—
設定来	8.19

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

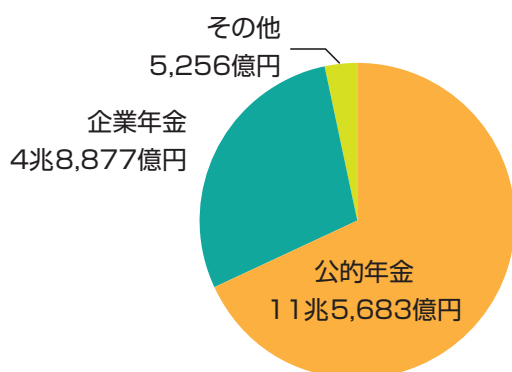
日本株の運用会社のご紹介

株式会社りそな銀行の資産運用部門について

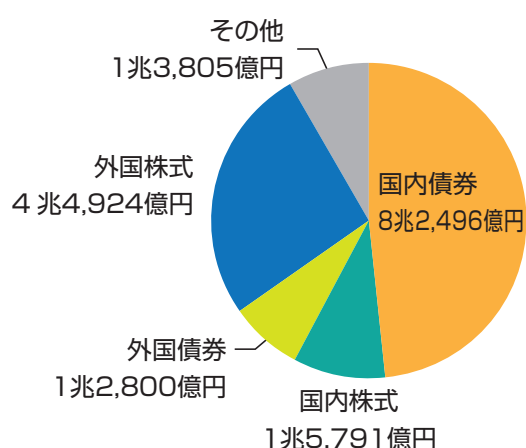
■りそな銀行の受託資産運用

りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持ち、その運用資産残高は16兆9,816億円にのびります。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内株式運用は、1兆5,791億円の受託資産を運用しています。

資産受託先別割合



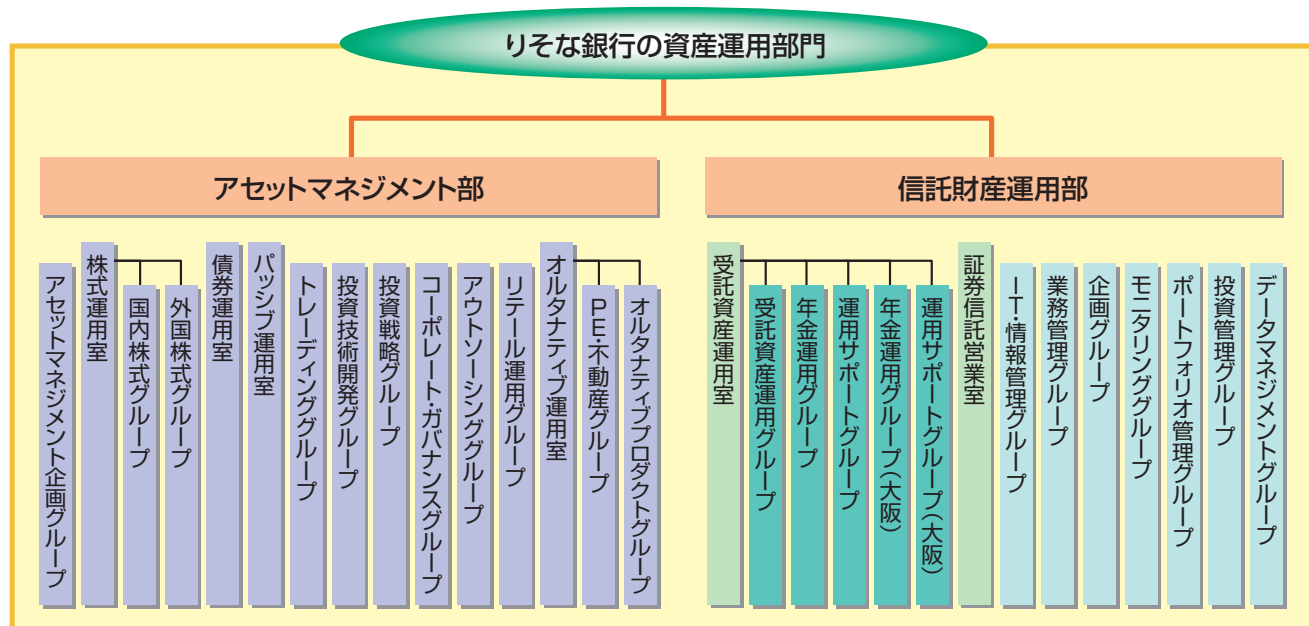
運用資産別割合



■りそな銀行の運用体制

りそな銀行では約180名が運用部門に携わっています。

■りそな銀行の運用組織



*上記は、2014年3月末現在の情報に基づきます。今後予告無く変更されることがあります。

手続・手数料等

● お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成26年7月26日から平成27年7月27日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	平成30年6月29日までとします。(設定日：平成25年6月28日)
繰 上 償 還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めたととき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年1回決算、原則4月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	600億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年4月25日の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 3.24%(税抜3.0%) です。 詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.1% を乗じて得た金額とします。

＜投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.782%(税抜1.65%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。 〔信託報酬の配分〕 (年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
	0.80% (税抜)	0.80% (税抜)	0.05% (税抜)
その他の費用・手数料	*委託会社の信託報酬から、再委託報酬として、年率0.40% (税抜)が株式会社りそな銀行に支払われます。 〔支払方法〕 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁するものとします。 ◆上記の運用管理費用 (信託報酬)は、本書作成日現在のものです。		
	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用 (特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。信託事務の処理等に要する諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。		
	※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ◆上記税率は平成26年4月現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。